

電磁誘導式乗用カート利用約款

- 第1条 本約款は、PGMプロパティーズ株式会社が保有するPGM池田カントリークラブにおける電磁誘導式乗用カート（以下、「カート」という）の利用方法に関する条件を定めるものです。カートの事故は、生命を脅かす危険性がありますので、カートの操作者及び同乗者（以下、操作者及び同乗者を総称して「利用者」という）は安全運転及び事故防止に十分注意してカートを利用してください。
- 第2条 利用者は、カート利用に関し、キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず、本約款を遵守する義務を負います。尚、本約款は当社と利用者の合意内容を構成します。
- 第3条 次の各号のいずれかに該当する利用者は操作できません。
1. カートの操作技術が未熟で、適切に操作ができない場合
 2. 18歳未満の場合
 3. 酗酔等により正常な操作が困難な場合
- 第4条 利用者は、自己の操作によってカートを操作する場合においては、自らの責任において、カートの発進、停止、乗降等を行ってください。
- 第5条 利用者は、カートの操作に際し、次の事項を遵守してください。
1. 走行開始時
 - ・同乗者の着席を確認した上で発進操作を行ってください。
 - ・カートは人や物には反応致しませんので、カートの周囲の安全を確認した上で発進操作を行ってください。
 2. 走行中
 - ・一旦停止等の標識に従って操作を行ってください。
 - ・事故防止のため、走行中は走行状況に十分注意して、スコアのご記入及び携帯電話・スマートフォン等のご利用をお願いします。
 - ・カートは人や物には反応致しませんので、カート位置の前後の安全を確認しながら操作を行ってください。
 3. 停車・駐車時
 - ・斜面その他不安定な場所、あるいは打球の当たる可能性のある場所を避けて停駐車の操作を行ってください。
 - ・利用者はカートの停車後に乗り降りをしてください。

4. 遠隔操作時

- ・遠隔操作時は、「発進」「停止」等の操作を行うことを同乗者に伝えてから安全であることを確認の上操作を行ってください。

第6条 利用者はカート利用に際し、次の事項を遵守してください。

1. 緊急時以外は、アクセル・ブレーキに触れないでください。
2. 急停車するがありますので、走行中は常にカートのアームレスト・アシストグリップ等におつかまりください。
3. 走行中はカートの乗車スペースから身体・衣服・用具等をはみ出さないようにしてください。また、走行中は走行状況に十分注意して、スコアのご記入及び携帯電話・スマートフォン等のご利用をお願いします。
4. カートの定員を守り同乗してください。
5. カートは人には反応せず、カートの前に人が居ても止まりません。カートが近づいた際にはぶつからないようにご注意ください。

第7条 利用者は、カートに載積したゴルフ用品、携行品等を自らの責任で管理してください。万一、破損、紛失、盗難等が発生した場合、当社は責任を負いかねます。但し、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。

第8条 利用者は、自らの故意又は過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含む）の生命、身体、財産に危害を及ぼした場合、又は、カート、その他の当社施設を毀損、滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければなりません。

第9条 利用者は、カート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合は、プレーを中止し直ちにゴルフ場の定める連絡方法によりその旨連絡してください。

第10条 当社は本約款の各条項について相当の事由があると認められる場合には、クラブハウス内掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

改定日 2020年3月31日